

## 鳥取市社会教育委員、公民館運営審議会委員及び生涯学習推進協議会委員の位置づけと役割等について

### 1 委員会の位置づけ等

本市では、平成25年より社会教育委員と公民館運営審議会委員、生涯学習推進協議会委員を兼務していただいています。鳥取市社会教育委員会議及び公民館運営審議会（以下「委員会」という。）は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく教育委員会の附属機関で、その設置については社会教育法、鳥取市社会教育委員条例及び鳥取市公民館条例に規定しています。また、生涯学習推進協議会は、その設置について鳥取市生涯学習推進協議会設置要綱に規定されており、委員は鳥取市生涯学習推進本部長（鳥取市長）が委嘱します。

### 2 委員数及び委員構成

(1) 委員数 20人以内

(2) 委員構成

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| ① 学校教育及び社会教育の関係者 | ② 家庭教育の向上に資する活動を行う者 |
| ③ 学識経験のある者       | ④ 公募による者            |

3 任期 委嘱の日から2年間

4 会議の開催 会議は、年2～3回開催予定

### 5 委員の役割・審議事項

社会教育委員（社会教育法 第17条より）

○社会教育に関する諸計画を立案すること。

○定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。

○職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

○教育委員会に対し社会教育に関する意見を述べること。

○教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えること。

公民館運営審議会委員（社会教育法 第29条より）

○館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議すること。

生涯学習推進協議会委員（鳥取市生涯学習推進協議会設置要綱より）

○生涯学習の推進にあたって、鳥取市生涯学習推進本部長が提起した事項に関すること。

○その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

- それぞれの立場からの情報提供、アドバイス、視点の提供
- 関係機関・団体とのネットワーク形成
- 地域課題・学習課題の発見